

ご存知ですか

高齢者福祉サービス

問い合わせ先／市役所長寿課長寿支援係 ☎76-8143

市では、全ての高齢者が健康で生きがいを持って過ごせるよう、さまざまな高齢者福祉サービスを行っています。

| 種類 | 内容 | 対象者 |
|-------------|--|--|
| 給食サービス | 週5回を限度(回数是对象者の状況による)として、昼食を自宅へ配達 | おおむね65歳以上の見守りが必要な一人暮らし、または高齢者のみの世帯のかた |
| あんしん電話の設置 | 緊急事態発生時に消防署に連絡できる電話機を設置 | 65歳以上の一人暮らしのかた(事実上一人暮らしと認められる場合には、設置可能となる場合もありますので、ご相談ください) |
| はいかい高齢者家族支援 | <ul style="list-style-type: none">●位置検索用端末機の購入費を助成●はいかい高齢者の帰宅を支援するシールを配布 | はいかい癖のある高齢者を介護しているかた |
| 紙おむつの給付 | 月30枚(尿とりパットは月60枚)まで給付 | 在宅で要介護3以上のかた(医療機関に入院中または介護施設に入所中のかたを除く) |
| 高齢者外出支援助成 | 日常生活における移動手段として市営バスやタクシーを利用する場合に料金を助成。次のいずれかを選択 <ul style="list-style-type: none">●市営バス(あさび一号)利用券／普通運賃相当額の利用券60枚●タクシー利用券／基本料金相当額(500円以内)の利用券24枚 | 市内在住の4月1日時点で80歳以上のかた(障がい者タクシー料金助成、移送サービス利用助成を受けているかたを除く) ※1 市内在住の4月2日～10月1日に80歳になるかたは、市営バス利用券30枚かタクシー利用券12枚を10月に交付 ※2 要支援1以上で市民税非課税世帯のかたは、タクシー利用券12枚(※1は6枚)を限度として追加交付(タクシー利用券を選択した場合に限る) |
| 移送サービス利用助成 | リフトタクシーなどを利用する際、1回当たり4,000円以内で、年12回を限度に助成 | 要介護4・5のかた、または身体障害者手帳1・2級(上肢機能障がいを除く肢体不自由)を所持しているかた(高齢者外出支援助成、障がい者タクシー料金助成を受けている、または介護施設に入所中のかたを除く) |
| 日常生活用具の給付など | 介護保険の給付対象外となる生活支援用具(IH調理器、火災警報器、自動消火器)の給付や電話機の貸与 | おおむね65歳以上で心身機能の低下に伴い、防火などに配慮が必要な一人暮らしのかた |

その他

- 詳細は、ホームページ(右記二次元コードからアクセス)をご覧ください
- 利用料などが必要な場合あり
- 介護保険の対象者は介護保険のサービスが優先。詳細は広報おわりあさひ9月1日号をご覧ください

